

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、KDD I株式会社及びJCOM株式会社（以下「KDD I等」といいます。）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDD I等：ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、シーシーエヌ株式会社（以下「CCN」といいます。）を介して、KDD I等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者とCCNの間における、設備の設置、料金の請求等（以下「本サービス等」といいます。）について適用されます。

2 CCN又はKDD I等（以下あわせて「CCN等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

CCNは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 CCNが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

CCN所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定めるCCN所定の申込書に所要事項を記入のうえ、CCNに対しCCN所定の工事の申込みをし、CCNがこれを承諾したときに、CCNと当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

2 CCNは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- （1） 電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- （2） 申込みをした者が、工事に関する費用その他CCNに対する支払いを怠るおそれがあるとき。
- （3） その他CCNの業務遂行上、支障があるとき。

第4条 設備の設置等

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、CCNが、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、CCN指定の機器、工法などにより、すべてCCN又はCCNの指定する業者が行うものとします。なお、終端装置はCCN等が提供し、所有権はCCNに帰属します。

2 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、CCNの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

5 契約者はCCN等が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDD I等提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDD I等：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I等の定めるところによりCCNに譲渡されること、その結果CCNが当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、CCN等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金適用条件（料金額）

第4条第1項に定める設備の設置等に伴う料金（以下「設置等料金」といいます。）は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDD I等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDD I等：ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2 設置等料金及び前条に基づきKDD I等がCCNに債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます。）の支払い方法は、CCNが別に定めるところによります。また、その請求についてはCCN指定締日で行うことといたします。

3 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、CCNから別に定める方法によりお支払いいただきます。

4 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定に定める率。1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、CCNに対して、CCNが別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、CCNに申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、CCNはCCN等の設備の修理に関する対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びにCCN等の責に帰すことのできない事由により契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合、CCNは前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

CCNは、次の場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

- (1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき。
- (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) CCNが工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、CCN等又は契約者の責に帰すべからざる事由によりCCN等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。

(5) 工事契約又は契約者とCCNとの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがあるとき。

(6) その他CCNの業務遂行上、支障があるとき。

2 CCNは、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

CCNは契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、CCNの業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 個人情報

CCNは、契約者の個人情報を個人情報の保護に関する法律及びCCNの「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

附則

本規約は2024年1月1日から施行します。

【別表】

●設置等料金の額（第6条第1項関連）

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	CCN既加入者	追加工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
	CCN未加入者	新規工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
本サービス解約時	本サービス加入者	撤去工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費

注 上記の設置等料金について、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。